

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

暴行・傷害を受けた！何ができる？

平成24年度中、相談センターに寄せられた相談件数は約4000件。このうち犯罪被害に関する事案は179件、中でも暴行・傷害被害に関するものは23件(12.8%)を占めました。

そこで、この場合に被害を受けた方は何ができるか、についてまとめてみましょう。

A 損害賠償請求

被害者には、治療費や休業のために生じた損害等のほかに、精神的苦痛という損害が生じることもあるでしょう。こうした損害は、加害行為と因

果関係があると認められる範囲で加害者に賠償を求められます。

B 刑事告訴

被害者には、加害者に対し、自分のしたことがどれほど罪深いことかを思い知ってほしいという気持ちもあるでしょう。

加害者の適正な処罰を求めるために、被害者は検察官または司法警察員に対し、告訴することができます。

C 人権侵犯被害救済

被害者は、法務局に被害申告をして人権侵犯の救済を求めることもできます。

この場合、法務局は自

ら調査をして、調整・説示などの措置を講じますので、比較的簡易に手続きを進めることができます。ただし、法的な拘束力がありません。

D 対話

被害者は、なぜ自分が暴行を受けなければならなかったのかを知りたいと思うこともあるでしょう。加害者もまた、被害者にどう謝罪してよいかわからないということもあるようです。

司法書士会には、相互の対話を促進して解決を導く調停センター「ふらっと」がありますのでご利用ください。

遺言執行者がなにも知らせてくれない

Q 私は、一昨年、父を亡くしました。私は、父の先妻の長女であり、相続人には他にもう1人父の後妻の長男がいます。

長男は、父には遺言があり、長男が遺言執行者に就任したと言うだけで、遺言書も見せてくれないばかりか相続財産の明細も教えてくれません。このまま長男にまかせておくのは不安です。どうしたらいいのでしょうか？

A 遺言執行者とは、遺言の内容を実現する手続を行う者で、遺言(遺言書)の指定又は家庭裁判所で選任されます。

身近な手続の具体例と

しては、相続財産を受けた受遺者への不動産の移転登記手続や預貯金名義の移転手続、解約払戻手続などがあります。

なお、遺言執行者は、遅滞なく相続財産の目録を作成して、相続人に交付すべき義務を負い、また、その職務に関し、相続人からの請求があれば、いつでも事務処理の状況を報告すべき義務を負っています。

したがって、あなたは、長男に対し、相続財産目録の提出や事務処理の状況の報告を求めることができます。

これらの求めに対して長男が、かたくなに拒み続けるのであれば、家庭

裁判所に対し、遺言執行者の解任を請求することができ、解任の請求が認められれば、新たに遺言執行者の選任を請求することができます。

なお、迅速な手続を求めるならば、併せて遺言執行者の職務停止・職務代行の選任を求めることができます。

また、遺言執行者が任務を怠ったことにより損害が生じた場合には、損害賠償請求も行えます。



事件簿より ～ 犯罪被害者の葛藤～



対前年比売上150万円減。
持参した資料を一目見るだけで、彼が経営に苦しむ様子はすぐに理解できた・・・

学習塾を経営する彼が中傷ピラを事務所周辺にばら撒かれたのは、夏期講習の「書き入れ時」を目前に控えた7月のこと。

その影響はすぐに現れ、生徒数も売上も目に見えて減少し始めたのだ。

個人経営の学習塾。立ち上げから5年目を迎えて徐々に地域住民からの信頼も得られるようになり、毎年少しずつではあるものの売上も伸びていた矢先のできごとだった。

彼の脳裏には、ひとりの男の顔が浮かんでいた。この年の春先、彼はあるバイト講師（仮に「A」としておく）

の勤務姿勢を叱責したことがあった。
Aは「こんな会社辞めてやる。覚えてろよ！」と捨て台詞を吐いてそのまま退社し、以後、彼の前には顔を見せていなかったのだ・・・

彼は、ばら撒かれた中傷ピラをかき集め、警察に被害届を提出した。しかし、捜査の進展を感じさせる報告は一向に届かなかった。

そればかりか、秋口になると生徒数の減少に拍車がかかるようになる。

塾を去る子は、おしなべて口を閉ざしその理由を語ろうとしなかったが、彼がやっとの思いで聞き出した情報によると、「2ちゃんねる」への書き込み情報が退塾の理由だとか。

これもまた、Aの仕業のようだ。

彼の下に警察からの朗報が届いた時

にはもう、桜のつぼみがほころび始めていた。

容疑者は案の定、あのバイト講師、Aだった。

「犯罪被害者支援事業」と総称される分野だが、その対象は幅広い。

加害者を罰するための刑事事件、被害者の被った損害を賠償するための民事事件などの法律問題はもちろんのこと、犯罪被害を受けた方に対する精神面をサポートするためのカウンセリングや犯罪被害者同士の自助活動、裁判傍聴への付添い支援なども含まれる。

被害者支援団体としては、NPO法

0万円を請求することになった。

数日後、刑事弁護を担当する弁護士から連絡が入った。その後の数度の書面によるやり取りの末、彼が受け入れた示談金は、100万円だった。

彼からは、感謝の言葉ももらった。その言葉自体は、彼の真意であるに違いない。

しかし、彼が失った生徒と信用は、すぐには戻らない。被害届を取り下げた結果、Aも何の社会的制裁も受けないことになるだろう。

彼は今、割り切れない思いを感じつつ、それでもこの結果を受け入れ、新たな信頼を勝ち取るために歩み始めている・・・

人である静岡県犯罪被害者支援センターが著名であり、法律相談のほかにも各種の精神的・経済的な支援を実施している。

このほか、法律面の支援機関としては、法テラス、県弁護士会などがあげられる。

県司法書士会でも、専門の委員会を設けて対応しているが、司法書士は刑事手続きについては「検察庁に提出する書類の作成」（告訴状や告発状の作成など）が業務とされているにすぎないため、民事手続きによる損害賠償請求が中心的な支援方法となる。

さて、彼の話。
「もちろん罰は受けてほしい。でも、私にきれいごとを言っている余裕はないんです！！」

示談を求めて来所した彼は、思い詰めた表情でこう切り出した。

経営を悪化させた張本人を憎む気持ち、少しでも多く賠償金を支払わせたい気持ち、面と向かって謝罪を求めたい気持ちなどが混沌と渦巻く“犯罪被害”という非日常に対し、彼なりに向き合ったうえでの結論だった。

しかし、その請求も簡単ではない。前年比で減少した150万円は、果たしてその全額がAの犯罪に起因するの？ 犯罪被害に巻き込まれたことへの感謝料は請求できるの？ 示談に応じない場合に裁判で勝てるの？

などの検討点も提示し、彼がたどり着いた結論は「手取りで100万円」。

結局、報酬分の控除も見込み、被害届の取下げという条件を提示して12

カードローンの相談が増加傾向？

ここ数カ月、カードローンに関する相談が増えているように感じています。県内の他の相談機関でも、同様の傾向がみられるようです。最近の傾向として、銀行のカードローンが借入先の主流となっているようです。また、事業資金に関する相談も増えているように感じます。

少し前までは、いわゆる「過払い金」の返還請求による任意整理が債務整理の中心的手法でしたが、グレーゾーン金利を撤廃した貸金業法改正により、今後は破産手続きや民事再生手続きによる解決が必要となる事案が増加していきます。

このような状況においては、破産法や民事再生法への深い理解が必要となりますので、相談センターでも万全の態勢を整備して臨んでまいります！

司法書士総合相談センターしずおか
電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

ご相談は無料です！！

お近くの面接相談は

中部相談会場

静岡県司法書士会館

西部相談会場

浜松市福祉交流センター

東部相談会場

三島商工会議所

天竜相談会場

浜松市天竜区役所

下田相談会場

下田商工会議所

細江相談会場

浜松市北区役所

相談時間のお問合せ・ご予約は

054-289-3700